

2009年9月24日

各都道府県バスケットボール協会 御中
日本実業団バスケットボール連盟 御中
全日本大学バスケットボール連盟 御中
日本クラブバスケットボール連盟 御中
全日本教員バスケットボール連盟 御中
全国高体連バスケットボール部 御中
全国中学生バスケットボール連盟 御中
日本ミニバスケットボール連盟 御中
日本家庭婦人バスケットボール連盟 御中
全国専門学校バスケットボール連盟 御中
JBL 御中
JBL2 御中
WJBL 御中

財団法人日本バスケットボール協会
総務部長 山田 章博
競技運営部長 品田 奥義
医科学研究部長 三木 英之

新型インフルエンザ流行に伴う対策について

現在、新型インフルエンザの感染者が増大し、今月下旬から来月にかけて大流行がおこることが懸念されています。特にバスケットボール界においては、今後本格的なシーズンとなることから、財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBAという）として、新型インフルエンザに対する予防ならびに新型インフルエンザが発症した場合の対策について、次の通り実施されますよう各団体をお願いする事といたしました。

なおこの対策は、原則インフルエンザ流行時には継続されるものといたします。

1 新型インフルエンザの予防について

季節型インフルエンザの予防と同様に、外出後の手洗いやマスクの着用を守り、人混みや繁華街への外出を控えること、そして十分に睡眠、休養、バランスのよい栄養を摂り、日頃から体力や抵抗力を高めておくことが大切です。

2 通常活動時において新型インフルエンザを発症した場合

- ① 急な発熱や頭痛、全身倦怠、筋肉痛などの全身症状を発症したときは、他の人にうつさないようにマスクを着用して速やかに医療機関に行き、受診する。
- ② チーム内に感染が広がらないように、インフルエンザを発症した選手は、症状がはじまった日の翌日から7日目まで、または熱がさがってから2日目まで外出をしない。
- ③ チーム内で複数の選手が発症したときは、チームの所属する団体（学校や企業など）のルールに従う。新型インフルエンザでチーム活動を休止するときは、各加盟団体・加盟競技団体に詳細を連絡し、対応策について充分協議する。
- ④ 各加盟団体は、迅速にJBAに報告する。

- 3 大会参加申し込み締め切り後から、大会開催前にインフルエンザが大量に発症した場合（「大量に発症した場合」とは、チームの選手の多くが発症し、チーム活動がきわめて困難になった場合をいう）
 - ① チームの責任者は、所属する団体（学校や企業など）に報告し、指示を仰ぐ。そして充分状況を判断して、出場するか辞退するか意思決定を行い、同時に、各加盟団体・加盟競技団体に詳細を連絡する。
 - ② 大会主催者並びに大会主管者は、チームからの報告を十分に検討した上で、当該チームに対して適正な指導を行い、最悪の場合、出場を辞退させるべき勧告が出来るものとする。
 - ③ 原則として、大会参加申し込み締め切り後、出場を辞退するチームがあったとしても、参加チームの変更や追加はこれを認めない。
 - ④ 大会主催者並びに大会主管者は、大会参加予定チームの内、相当数のチームで新型インフルエンザの発症があり、出場を辞退するような状況においては、状況を充分検討し、大会の中止・延期等の対策を迅速に決定する。
 - ⑤ その際、大会主催者並びに大会主管者は、関係団体・行政並びにJBAに対し、状況と決定内容に関して報告する。
 - ⑥ 又、決定による補償等の問題に関しては、大会主催者並びに大会主管者の責任とする。

- 4 大会開催中に新型インフルエンザが大量に発症した場合
 - ① チームの責任者は、所属する団体（学校や企業など）に報告し、指示を仰ぐ。と同時に大会主催者並びに大会主管者に報告すると共に、チームの最高責任者（学校であれば学校長）の判断に従い、チームの出場辞退を含め検討意思決定する。
 - ② 大会主催者並びに大会主管者は、JBAに報告すると共に、他のチーム・関係者・観客等への感染が広がらないように万全の対策を講じる。更に当該のチームに対しては出場辞退を含め勧告する事が出来るものとする。
 - ③ 大会主催者並びに大会主管者は、大会参加チームの相当数において発症が確認され、出場できない状況になった場合、速やかに関係者並びにJBAと協議の上、大会の中止や延期を決定する。
 - ④ 大会主管者は、チームや関係者、観客に対し、インフルエンザ対策に万全を期すように要請すると共に、マスクの使用・入場の際の手洗いの実施等万全の対策を取る責務を有する。

- 5 チームを海外派遣しようとした時、又帰国後に発症した場合
 - ① チームの責任者は、チーム関係者が新型インフルエンザを発症した場合、医師の指示を仰ぎ、対応策を取る。と同時に、渡航するかどうか判断する。ただし大量に発症した場合は、加盟団体に報告すると共に、十分に協議しその指導を仰ぐ。
 - ② 加盟団体は、チームへの指導を行なうと共に、速やかにJBAに報告する。
 - ③ 渡航中に発症が確認された場合は、チームの責任者が、当該国の行政並びに大会主催者の指示に従い、対応策を実施する。
 - ④ 渡航中に関しては、チームの責任者は、当該国の行政や大会主催者と協議すると共に、各加盟団体に対し迅速に連絡を取り協議し、参加の継続や出場辞退、遠征の中止など決定する。
 - ⑤ 各加盟団体は、JBAに報告すると共に、その指示に従う。

6 海外派遣しようとする地域において、新型インフルエンザが流行している場合

- ① 派遣するかしないかの判断は、当該チーム並びに所属する団体が意思決定する。しかし、特別に派遣を必要な場合を除いて、原則可能な限り延期又は中止する。
- ② 当該国との関係などから判断が難しい場合、チーム並びに加盟団体は、JBAと十分に協議し、決定する。

7 マスコミへの対応について

原則、大量発症等の事実確認がはっきりした場合、行政の指導に従い、また個人情報等に充分配慮しつつ、当該チーム並びに当該団体がこれを公表する。

以上のような対策をお願いすると共に、判断しかねる場合には、チーム責任者は、各加盟団体並びにJBAに連絡し、その指示に従うよう重ねてお願い致します。

JBAは、新型インフルエンザの流行期においては、専務理事を委員長に、強化本部長・競技運営部長・総務部長・医科学研究部長並びに事務局長による緊急対策委員会を組織し対応致します。ただしその全ての決定事項に関しては、速やかに理事会に報告致します。

以 上